一般競争入札における建設事業者の手持ち工事件数の制限について

坂東市内建設事業者の受注機会の均衡及び拡大並びに公共工事の品質を確保することを目的として、坂東市が発注する建設工事の手持ち工事件数に制限を設けます。

１　手持ち工事件数の上限

坂東市発注の手持ち工事件数の上限は、２件までとします。公告日において、手持ち工事件数が上限に達している事業者は、その後の一般競争入札には参加できません。

２　手持ち工事の対象となる工事

競争入札で予定価格が１，０００万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の建設工事（機械器具設置工事除く。）において、事業者単体で契約する工事とします。随意契約により契約した工事及び災害復旧工事は、手持ち工事件数には含みません。

３　手持ち工事の期間

坂東市発注の工事において、落札候補者又は落札者となった時から、完了検査が完了した日までとします。ただし、受注者の責めに帰することができない事由により工期を延長した工事については、当初の契約工期末日をもって手持ち工事の件数から除くものとします。

４　参加条件と無効の取り扱い等

一般競争入札の公告日において、手持ち工事件数が２件未満でないと、その入札には参加できません。また、手持ち工事件数が２件になった時点で、それ以降の参加受付している一般競争入札があったとしても、当該一般競争入札の入札分は開札せず、無効として取り扱います。

5　余裕期間を設定したゼロ債務負担行為の活用による工事の特例

余裕期間を設定したゼロ債務負担行為の活用による工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）については、以下のとおり取り扱います。

（１）余裕期間制度活用工事の手持ち工事の始期については、第３項にかかわらず、工期の始期日（工事開始日）からとします。

（２）余裕期間制度活用工事は、第１項及び第４項にかかわらず、公告日において手持ち工事（同一年度に契約した余裕期間制度活用工事を含む。）件数が２件以上でも、参加申込をする余裕期間制度活用工事の工期の始期日（工事開始日）前日までに、手持ち工事として施工中の工事のいずれか又はいずれも完了検査が完了し、工期の始期日（工事開始日）に２件未満となる場合に限り、入札の参加を可能とします※。

（３）手持ち工事の対象となる余裕期間制度活用工事は、同一年度内に２件までしか契約できないものとします。契約件数が２件になった時点で、それ以降の同一年度内の余裕期間制度活用工事の入札分は開札せず、無効として取り扱います。

※　手持ち工事（同一年度に契約した余裕期間制度活用工事を含む。）制限の対象になる工事が公告日において２件以上の事業者は、手持ち工事の進捗状況を勘案の上、入札参加申込時に「工事完了誓約書」を提出してください。

なお、参加申込後に手持ち工事（同一年度に契約した余裕期間制度活用工事を含む。）件数が２件以上になり余裕期間制度活用工事の入札参加を継続する場合は、速やかに「工事完了誓約書」を提出してください。

6　適用基準日

令和６年２月１９日以降に公告する一般競争入札から適用します。